

2021年2月

## 2021年版ICC仲裁規則の施行～改正のポイント

弁護士 井上 葵 / 弁護士 デービッド マッカーサー / 弁護士 トウ(トーマス) ファン

国際商業会議所国際仲裁裁判所(「ICC」)は、2020年10月6日に従前の2017年版仲裁規則に代わり、2021年版仲裁規則(「2021年規則」)の草案を承認して公表しました。この2021年規則は、2021年1月1日に施行されています。ICC仲裁規則は2012年に大幅な改正がされた後、2017年には主に迅速仲裁手続に関して改正がされていました。今回の2021年規則は、いくつかの点で重要な変更内容を含んでいますが、ICC仲裁規則自体を根本的に変更するものではありません。

2021年規則における最も重要な改正事項の一つは、当事者の公正かつ平等待遇を確保するために特段の必要がある場合に、ICC仲裁裁判所が仲裁人全員を選任する権限を有することを定める規定です。また、ICCは、仲裁廷がバーチャル審問を実施する権限を有することを明確にしています。これは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大の状況に照らして、タイムリーな取組みであるといえます。さらに、当事者代理人の変更に関する規定や、サード・パーティ・ファンダー(第三者資金提供者)についての情報開示に関する規定など、その他の重要な改正事項も含んでいます。

本ニュースレターでは、2021年規則について、重要性が高いと考えられる改正事項の要点を説明します。

### 1. 当事者の平等待遇を確保するための新たな措置

ICC仲裁規則第12条は仲裁廷の構成に関するものであり、ICC仲裁規則に基づいて仲裁廷を構成する仲裁人が選任されるプロセスを詳述しています。一般的に、ICC仲裁規則は、当事者が仲裁人を選任するプロセスを独自に合意することを許容するものであり、当事者がそのような独自のプロセスを合意していない場合において、デフォルトルールとしての選任プロセスを提供しています。

新たに追加されたICC仲裁規則第12条9項は、当事者が採用した仲裁人選任プロセスが「仲裁判断の効力に影響を与える可能性のある、平等待遇違反や不公正の重大なリスク」をもたらす場合に、ICC仲裁裁判所は仲裁廷を構成する全仲裁人を選任できるとしています。もっとも、第12条9項は、仲裁判断の有効性を確保するために「例外的な状況」においてのみ適用されるべきものであることに留意する必要があります。

## 2. 当事者がサード・パーティ・ファンダーの存在の申告を必要とする新たな措置

ICCは、2019年1月1日付けの「Note to Parties and Arbitral Tribunals on the Conduct of Arbitration under the ICC Rules of Arbitration」において、仲裁人は、「紛争に直接の経済的利害関係を有する主体」と関係性を有する場合には情報開示義務を負うことを明らかにしました。もともと、(仲裁の当事者に対して資金提供する第三者である)サード・パーティ・ファンダーと仲裁の当事者との関係が、守秘義務条項によって秘匿されている場合や、あえてICCや仲裁廷に対して開示されないケースがあります。このため、仲裁人がサード・パーティ・ファンダーの存在を知らされていない場合には、仲裁人が「紛争に直接の経済的利害関係を有する主体」と関係性を有していたとしても、仲裁人としてそれを開示する術がない(そもそも当該関係性を把握することすらできない)という状況が生じていました。

ICCはこの問題について、仲裁廷に関する一般事項を定めるICC仲裁規則第11条に第7項を加えることで対応しています。新たに追加された第11条7項は、仲裁の当事者ではない第三者がサード・パーティ・ファンディング(仲裁の当事者の一方との間でファンディング契約を締結して、仲裁手続の全部又は一部に必要な資金を提供するもの)の取り決めをして、「仲裁事件の結論について経済的利害関係を有している」場合には、仲裁の当事者は、「仲裁裁判所事務局、仲裁廷及びその他の仲裁当事者」に対して、当該第三者(サード・パーティ・ファンダー)の「存在及び名称」を「速やかに通知」しなければならないとしています。

## 3. バーチャル審問の利用及び電子通信手段による書面提出の明確化

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的拡大は、ビジネスのあり方を根本的に変化させるものであり、将来長期にわたって影響を与え続けるものとみられます。近時、国際仲裁実務に生じた最も著しい変化の一つとして、国境を越えた移動と、審問場所に集合することの両方が困難あるいは不可能になったことから、口頭審問期日を物理的に開催するのではなく、オンラインのプラットフォームを利用したバーチャル審問の利用へと急速に移行したという点があります。ICCはこのような状況変化をふまえて、新たな仲裁規則においてバーチャル審問が利用可能であること及び電子通信手段による書面の提出について明示的に規定することによって、仲裁手続上の疑義が生じるのを避けるよう努めています。

具体的には、2021年規則では、仲裁廷は、当事者の一方若しくは双方の要請により、又は職権により、バーチャル審問を行う権限を有する旨が規定されています。仲裁廷は、当事者と協議した上で、物理的に出席する方法、ビデオ会議による方法、又は電話による方法その他のコミュニケーション手段によって、最も適切と考える何らかの方法によって審問を行うことを決定することができますとされています。2021年規則は、審問について使用される可能性のある方法・手段を限定的に列挙したものではありませんので、仲裁廷は事案に応じて、最も適した一つの又は複数の組合せによる方法・手段を利用して、審問を開催することができます。

さらに、2021年規則は、書面の提出の電子化を促進して紙の使用を削減するために、仲裁申立書、答弁書及び緊急の暫定的措置または保全措置の申立書を提出する当事者が、「受領証と引換えの交付、書留郵便又はクーリエ便による提出」を具体的に要請した場合に限って提出書面のハードコピーが必要になると新たに規定しています(2021年規則第3条1項、第4条4項b号及び第5条3項、Appendix V第1条(2)参照)。

## 4. 当事者の代理人の変更に関する新たな措置

ICC 仲裁規則第 17 条は、仲裁の当事者の代理人に関して規定しています。2021 年規則で同条に新たに追加された規定によって、当事者は、自らの代理人に変更があった場合は、仲裁裁判所事務局、仲裁廷及びその他の当事者に対して速やかに通知することが義務づけられました。また、仲裁廷は、当事者の代理人の変更について拒否する権限、又は手続における当該代理人の役割を制限する権限を有することとされています。この措置は主に、仲裁人と新たに追加された当事者の代理人との間に利益相反が発生して手続進行が妨げられることを防止することを目的とするものです。

## 5. 追加仲裁判断を下すことを可能にする新たな措置

2017 年版仲裁規則では、仲裁判断が下された後は、当事者は仲裁判断の中の誤記・誤植や計算ミスを訂正する旨の申立てを行うことのみが認められていました。これに対して、2021 年規則において新たに追加された第 36 条 3 項は、当事者は、仲裁判断書を受領してから 30 日以内であれば、仲裁手続の中で主張されていた請求であって仲裁廷が「決定しなかった」ものについて、「追加仲裁判断」を申請することができるとしています。これは、仲裁判断において、当事者間で争点となっており仲裁廷として判断すべきであった請求であったにもかかわらず判断が示されなかったという場合についての重要な対処方法となります。これに応じて、2021 年規則第 2 条 (v) は、「追加仲裁判断」を「仲裁判断」の定義の中に含めるように修正しています。

## 6. 結論

2021 年規則は、従前取扱いが不明確であると考えられていた仲裁手続上の論点について明確にするとともに、利益相反といった重要な問題についての ICC の取組みを示すものです。今回の仲裁規則の改正は、ICC の仲裁手続において、国際仲裁の現代的課題に対するより良い解決・対応を可能とするものです。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 井上 葵([aoi.inoue@amt-law.com](mailto:aoi.inoue@amt-law.com))  
弁護士 デービッド マッカーサー([david.macarthur@amt-law.com](mailto:david.macarthur@amt-law.com))  
弁護士 トウ(トーマス) ファン([tuo.huang@amt-law.com](mailto:tuo.huang@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。